

議事要旨(5) IFRS適用課題対応専門委員会における検討状況

冒頭、川西常勤委員より、第 6 回 IFRS 適用課題対応専門委員会における議論の状況について、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 例えば、我が国から IFRS 解釈指針委員会にサブミッションした論点が議題から却下された場合、その論点については我が国で独自に解釈してよいということになるのか。
 - IFRS 解釈指針委員会には年間どのくらいの論点がサブミッションされるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- サブミッションされた論点が議題から却下される場合、その理由が示されていることが多く、各国で解釈してよいかはその記載内容によって異なる。特定の国固有の論点であることから、その国で独自にガイダンスをだしてもよいという理由が記載された場合には、その国独自のガイダンスを発行することが可能となる。そのほかに却下される理由としては、論点について既存の IFRS 基準等から特定の会計処理を行うべきことが明確であると判断された場合や、会計基準の修正が必要となるため IFRS 解釈指針委員会では対応できないと判断された場合などがある。
 - サブミッションの件数は、ASBJ が依頼を受けているアウトリーチの件数から推察すると、毎年減少傾向にあると考えられる。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - IFRS 解釈指針委員会から、各国の基準設定主体に対し、議題却下通知の理由として、特定の国固有の論点であるとされたケースは、過去どのくらいあるのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 数件であるという認識である。

以 上